鹿児島県公報

平成26年10月３日（金）第3048号

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○保安林の指定　（森づくり推進課取扱い）１
○保安林の指定の解除　（森づくり推進課取扱い）２
○救急病院等の認定　（地域医療整備課取扱い）２
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（３件）　（障害福祉課取扱い）２
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（２件）　（障害福祉課取扱い）３
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（２件）　（障害福祉課取扱い）３
○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定　（雇用労政課取扱い）４
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定　（水産振興課取扱い）４
○公共測量の実施　（監理課取扱い）４
○公共測量の終了　（監理課取扱い）５
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可　（都市計画課取扱い）５

公　　告

○開発行為に関する工事の完了公告　（建築課取扱い）５

告　　示

鹿児島県告示第955号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎

１　保安林の所在場所
　熊毛郡屋久島町栗生字下道面2311番（次の図に示す部分に限る。）
２　指定の目的
　土砂の崩壊の防備
３　指定施業要件
　⑴　立木の伐採の方法
　　ア　主伐は，択伐による。
　　イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
　⑵　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部

森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第956号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　解除に係る保安林の所在場所

西之表市伊関字外園1156番４

２　保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

３　解除の理由

道路用地とするため

鹿児島県告示第957号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定により，次の診療所を救急診療所として認定した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　診療所の名称及び所在地

診　療　所　の　名　称	所　　在　　地
出水総合医療センター高尾野診療所	出水市高尾野町大久保3816－28

２　認定の有効期限

平成29年９月30日

鹿児島県告示第958号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

薬　　局		指定年月日	自立支援医療の種類
名　　称	所　在　地		
マリンつばめ薬局	鹿児島市与次郎一丁目７番14号	平成26年10月１日	精神通院医療
株式会社ＮＫＣピュアタウン薬局	鹿児島市武岡一丁目121番15号	平成26年10月１日	精神通院医療
東本町調剤薬局	南さつま市加世田東本町12番10	平成26年10月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第959号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

薬　　局		指定年月日	自立支援医療の種類
名　　称	所　在　地		
霧島マリンバ薬局	霧島市国分野口東９番37号	平成26年10月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第960号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事　業　所		指定年月日	自立支援医療の種類
名　　称	主たる事務所の所在地	名　　称	所在地		
有限会社川口薬局	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904－３	訪問看護ステーション養花天	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904－３	平成26年10月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第961号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名　　称	所　在　地		
メンタルクリニック南郡元	鹿児島市南郡元町６番16号２Ｆ	平成26年10月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第962号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第１項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

薬　　局		更新年月日	自立支援医療の種類
名　　称	所　在　地		
きりん薬局	鹿児島市南郡元町６番16号103号室	平成26年10月１日	精神通院医療
はらだ薬局中郷店	薩摩川内市中郷一丁目12番21号	平成26年10月１日	精神通院医療
川内調剤薬局	薩摩川内市若葉町３番20号	平成26年10月１日	精神通院医療
寿調剤薬局	鹿屋市寿二丁目１－17	平成26年10月１日	精神通院医療

鹿児島県告示第963号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
医療法人蒼風会こだま病院 南九州市川辺町田部田3525番地	名称	医療法人蒼風会児玉病院	医療法人蒼風会こだま病院	精神通院医療

鹿児島県告示第964号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変　更　前	変　更　後	
公益財団法人慈愛会 鹿児島市泉町１番15号	訪問看護ステーションイルカ 奄美市名瀬浜里町171－１	事業所の所在地	奄美市名瀬入舟町４番１号	奄美市名瀬浜里町171－１	精神通院医療

鹿児島県告示第965号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第１項の規定により，同法第28条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

名　　称	住　　所	事務所の名称	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人暁星会	熊毛郡中種子町野間6584番地１	くまげ障害者就業・生活支援センター	熊毛郡中種子町野間5297番地15	平成26年10月１日

鹿児島県告示第966号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第１項第２号ロの規定により，同法第104条第２号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお，この告示は，その共済責任期間の開始日が平成26年10月３日以後の日である共済契約について適用し，その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については，なお従前の例による。

また，平成15年11月14日鹿児島県告示第1408号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）の表薩摩川内市下甑町青瀬区域（薩摩川内市下甑町青瀬の地区）の項を削る。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

区　　　域	区　　　分
薩摩川内市下甑町青瀬区域 （薩摩川内市下甑町青瀬の地区）	(1)　主として磯建網漁業を営む漁業 (2)　主として一本釣り漁業を営む漁業 (3)　主としてきびなご流網漁業を営む漁業 (4)　ぶり雑魚定置漁業及び雑魚定置漁業 (5)　小型定置漁業 (6)　ぶり飼付漁業 (7)　(1)から(6)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第967号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により，九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　作業の種類　公共測量（電子基準点使用）
２　作業の期間　平成26年７月10日から同年10月17日まで
３　作業の地域　喜界町川嶺地域

鹿児島県告示第968号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により，大島支庁沖永良部事務所長から平成26年４月４日鹿児島県告示第407号で告示した公共測量の実施は，平成26年８月25日終了した旨の通知があった。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

鹿児島県告示第969号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　施行者の名称

枕崎市

２　都市計画事業の種類及び名称

⑴　種類　枕崎都市計画下水道事業

⑵　名称　枕崎市公共下水道

３　事業施行期間

昭和51年２月２日から平成33年３月31日まで（変更前平成28年３月31日まで）

４　事業地

⑴　収用の部分

変更なし

⑵　使用の部分

昭和51年２月２日鹿児島県告示第112号，昭和60年11月13日鹿児島県告示第1588号，平成５年２月12日鹿児島県告示第257号，平成11年３月30日鹿児島県告示第561号，平成15年９月５日鹿児島県告示第1129号及び平成21年３月24日鹿児島県告示第388号の事業地のうち中央町，岩崎町及び立神北町地内において事業地を変更し，同事業地に園見本町を加える。

公　　　　告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成26年10月３日

鹿児島県知事　　伊藤祐一郎

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

曽於市財部町南俣字前玉553番２，553番３，553番４，554番１，554番２，555番１，555番２，556番１，556番２，557番１，557番２，558番１，558番２，558番３及び559番２

２　公共施設の種類，位置及び区域

道路　曽於市財部町南俣字前玉553番２，553番３の一部，553番４，554番１の一部，555番１の一部，555番２の一部，556番１の一部，556番２の一部，558番１の一部，558番２の一部，558番３及び559番２の一部

公園　曽於市財部町南俣字前玉554番２の一部，555番２の一部，556番１の一部及び557番２の一部

水路　曽於市財部町南俣字前玉553番３の一部，554番２の一部，556番１の一部，556番２の一部，557番１の一部，557番２の一部及び558番１の一部

３　開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

曽於市末吉町二之方1980番地

曽於市長　五位塚剛